

再評価書

事業名	的矢港海岸高潮対策事業		事業区分	海岸事業	室名	港湾・海岸室
事業概要	工期 (下段:当初)	S61年~H33年 (S61年~H20年)	全体事業費 (下段:当初)	7,529百万円 7,607百万円	[負担率:国1/2:県1/2] [負担率:国1/2:県1/2]	

事業目的及び内容

的矢港海岸は、志摩市の北東部に位置し、紀伊半島の東部海岸に発達する典型的なリアス式海岸により形成され優れた景観を有しております。海域では養殖筏が数多く浮かび風光明媚な海岸となっています。しかし、海岸の背後は山地がすぐ迫っており、限られた平地に人家が密集しています。

当海岸の護岸は、昭和28年の13号台風や昭和34年の伊勢湾台風で被災し、災害復旧されたもので既に約50年が経過し老朽化が著しいため、背後地の住民から一刻も早い施設整備が望まれているところです。当該事業は、この護岸の補強を行うことにより、波浪や高潮等による災害を防除し、護岸背後の生命と財産を守る事業です。事業計画期間は昭和61年度から平成33年度完了予定であり、全体事業費は約75億29百万円で計画しています。

【事業概要】

(的矢地区)	S61~H33	護岸(補強) H18	L=1,373m 7基
(三ヶ所地区)	S61~H18	護岸(補強) H18	L=695m 2基

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

平成14年度的矢地区、平成15年度三ヶ所地区の再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価をおこないました。なお、平成16年に監督官庁であります国土交通省港湾局の規定が変更となり、地区単位で実施しておりました再評価を海岸単位で実施するよう指導がありました。このため、的矢港海岸として、的矢・三ヶ所の2地区をまとめて再評価をおこないました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況

的矢地区につきましては、事業費50億6千万円に対しまして約29億6千万円が施工済みとなり、進捗率約58%となります。三ヶ所地区におきましては平成18年度に事業完了しました。的矢港海岸全体での事業費は75億29百万円となり進捗率約72%となります。

地区名	工種	全 体 計 画				全 体 事 業 費 (単位:千円)	施 工 済 額 (単位:千円)	残 事 業 費 (単位:千円)	進 捗 率 (%)
		全 体		整備済み					
的矢地区	護岸(補強)	1,373	m	992	m	(4,910,000) 4,910,000	2,810,700	2,099,300	57.2%
	陸閘(改良)	—	基	—	基	(0) 150,000	150,000	0	100.0%
三ヶ所地区	護岸(補強)	695	m	695	m	(2,697,000) 2,419,000	2,419,000	0	100.0%
	陸閘(改良)	—	基	—	基	(0) 50,000	50,000	0	100.0%
全 体						(7,607,000) 7,529,000	5,429,700	2,099,300	72.1%

上段 0 : 前回再評価時点

下段 : H19 再評価時点

2-2 今後の見込み

近年財政状況が厳しい中、三ヶ所地区の整備効果を発現させることを目指した投資を行ってきたことから、平成18年度に三ヶ所地区の事業が完了しました。しかし、依然として厳しい財政事情に変わりなく、今後も的矢港海岸への投資額の増加は見込めないことから、平成20年度完成目標としておりました的矢地区については平成33年度の完成を目指してまいります。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

防護区域は、依然として人家が密集しており、防護の必要性に変化はありません。

近年の異常気象に伴う台風の大型化により、各地に甚大な被害を及ぼしましてます。また、大規模地震の発生が危惧されており、護岸の補強の必要性及びその機運は一層高まってきています。

また、昨今の公共事業を取り巻く厳しい財政事情により、事業の重点化・効率化を求められています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

地区名	便益（B）	費用（C）	B/C	備考
的矢地区	22,297 百万円	5,984 百万円	3.73	継続中
三ヶ所地区	29,801 百万円	3,625 百万円	8.22	事業完了

[平成 14 年度 的矢地区 B/C=6.88 (B=41,445 百万円、C=6,022 百万円)
平成 15 年度 三ヶ所地区 B/C=8.32 (B=29,805 百万円、C=3,583 百万円)]

前回の再評価時点と比較しますと、的矢地区で便益が減少しています。これは平成 16 年に『海岸事業の費用便益分析指針』が改訂され、公共土木施設・公益事業等被害額の算定比率が見直されたことによること、事業期間が長くなり便益の発生が遅れてしまうことが原因となっています。

4-2 地元の意向

地域住民・漁業関係者とも事業に対し協力的であり、事業整備効果に大きな期待を寄せています。

的矢港海岸の地形条件として海と山に挟まれた限りある平地に人家が密集していることから、住民にとって護岸は生命線であることから、護岸の老朽化に対して危機感を抱いています。また、近年の異常気象により台風が大型化しており、各地に甚大な被害を及ぼしていることや、大規模地震の発生が危惧されていることから、護岸の補強に寄せる期待は切なるものがございます。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

施設延長が長く、事業期間が長期にわたることから、各施設を出来るだけ細分化し、より経済的な断面を採用するなど、設計時において可能な限りコストの縮減に取り組んでいます。

5-2 代替案

当地区のような、背後に人家が連担している地域にとっては、海岸における護岸はいわゆる生命線です。複雑な地形であるリアス式海岸では、地域住民の安心・安全の生活確保のための工法として、この代替案は考えられず、現計画を進めることができますが妥当であると判断しています。

再評価の経緯

当事業は、平成 15 年度に答申された再評価委員会の意見の対応を次のとおり行っています。

(答申)・海岸事業に限らず全ての公共施設・機能の維持管理について、ライフサイクルコストの観点から適切な管理が重要である。したがって、早急に持続的な施設維持管理の仕組みについて具体的に構築するよう検討されたい。

(対応)・海岸保全施設の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、異常が見つかれば即対応することで安全性の観点から機能維持を図っているところです。海岸保全施設については海水中にある施設も多く機能的な健全度を把握することが特に重要であるため、施設台帳の整備を実施し定期的なパトロールと合わせて維持管理を行っています。

また、平成 19 年度に維持管理室が新たに設置され、三重県が管理する公共土木施設の維持管理について一体的に取り組んでいます。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。